

Title	内心の自由について
Sub Title	Punishing thoughts
Author	亀井, 源太郎(Kamei, Gentaro)
Publisher	慶應義塾大学
Publication year	2020
Jtitle	学事振興資金研究成果実績報告書 (2019. )
JaLC DOI	
Abstract	<p>テロ等準備罪を創設する平成29年組織犯罪処罰法改正については、各界で激しい議論が展開された。</p> <p>本改正に対する批判的な見解の根拠は、多岐にわたった。内容的に重なり合う部分もあるが、大別すれば、次のように整理できよう。</p> <p>まず、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の批准にはテロ等準備罪創設は不要だとするものがあつた。</p> <p>次に、濫用の危険を指摘するものがあつた。</p> <p>内容が無限定であるとする批判も存した。</p> <p>憲法との関係では、同罪が内心の自由や表現の自由を保障した憲法に違反するとの批判があつた。</p> <p>内心の自由との関係を問題とする見解は、大要、合意を処罰する際には、被疑者の内心に渉る評価が行われ問題である、あるいは、コミュニケーションという表現行為を処罰することになるため表現の自由を侵害し、ひいては内心の自由も侵害するというのである。これらの見解は、テロ等準備罪成否の判断には内心を問題とする場面があること、合意という表現行為を処罰するため内心への影響があることを指摘し、内心の自由との関係で「疑義がある」あるいはこれを「脅かしかねない」とするのである。</p> <p>報告者は、このような批判に対し—同罪創設の是非に対する賛否とは無関係に—批判的である。刑事法研究者としては、刑法学上一般的と思われる理解に照らして疑問があるためである。</p> <p>この疑問について簡単に要約するならば、以下のようなことになる。</p> <p>まず、批判説は、犯罪の成立要件として主観的事情を要求することが内心の自由を侵害するかのよう主張するが、この主張は不当である。もし、主観的事情を犯罪の成立要件とすることが内心の自由の侵害であるなら、故意・過失・目的といった当然に認められてきた主観的要件も認めるべきでないこととなってしまう。しかし、そのような帰結は支持されないであろう。</p> <p>本研究ではこのようなことを明らかにし、さらに、立法評価の在り方と憲法学・刑法学との関係について明らかにした。</p> <p>Main subject of this research is to clarify what is "Punishing Thoughts".</p>
Notes	
Genre	Research Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=2019000007-20190109">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=2019000007-20190109</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究代表者	所属	法学部	職名	教授	補助額	300 (A) 千円
	氏名	亀井 源太郎	氏名 (英語)	Kamei, Gentaro		
研究課題 (日本語)						
内心の自由について						
研究課題 (英訳)						
Punishing Thoughts						
1. 研究成果実績の概要						
<p>テロ等準備罪を創設する平成 29 年組織犯罪処罰法改正については、各界で激しい議論が展開された。本改正に対する批判的な見解の根拠は、多岐にわたった。内容的に重なり合う部分もあるが、大別すれば、次のように整理できよう。まず、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の批准にはテロ等準備罪創設は不要だとするものがあった。次に、濫用の危険を指摘するものがあった。内容が無限定であるとする批判も存した。憲法との関係では、同罪が内心の自由や表現の自由を保障した憲法に違反するとの批判があった。内心の自由との関係を問題とする見解は、大要、合意を処罰する際には、被疑者の内心に渉る評価が行われ問題である、あるいは、コミュニケーションという表現行為を処罰することになるため表現の自由を侵害し、ひいては内心の自由も侵害するというのである。これらの見解は、テロ等準備罪成否の判断には内心を問題とする場面があること、合意という表現行為を処罰するため内心への影響があることを指摘し、内心の自由との関係で「疑義がある」あるいはこれを「脅かしかねない」とするのである。報告者は、このような批判に対し——同罪創設の是非に対する賛否とは無関係に——批判的である。刑事法研究者としては、刑法学上一般的と思われる理解に照らして疑問があるためである。この疑問について簡単に要約するならば、以下のようなことになる。まず、批判説は、犯罪の成立要件として主観的事情を要求することが内心の自由を侵害するかのよう主張するが、この主張は不当である。もし、主観的事情を犯罪の成立要件とすることが内心の自由の侵害であるなら、故意・過失・目的といった当然に認められてきた主観的要件も認めるべきでないこととなってしまふ。しかし、そのような帰結は支持されないであろう。本研究ではこのようなことを明らかにし、さらに、立法評価の在り方と憲法学・刑法学との関係について明らかにした。</p>						
2. 研究成果実績の概要 (英訳)						
Main subject of this research is to clarify what is "Punishing Thoughts".						
3. 本研究課題に関する発表						
発表者氏名 (著者・講演者)	発表課題名 (著書名・演題)	発表学術誌名 (著書発行所・講演学会)	学術誌発行年月 (著書発行年月・講演年月)			
亀井源太郎	平成 29 年組織犯罪処罰法改正と立法評価枠組	第 97 回日本刑法学会・ワークショップ「組織犯罪処罰法改正」	2019 年 5 月			
亀井源太郎	平成 29 年組織犯罪処罰法改正と立法評価枠組	「市民生活の自由と安全」研究会	2019 年 6 月			
亀井源太郎	刑事立法学と憲法学	小山剛=新井誠=横大道聡編『「生活安全」をめぐる法制の展開と変容』(弘文堂)	2020 年 5 月予定			
亀井源太郎	平成 29 年組織犯罪処罰法改正と立法評価枠組	秋吉淳一郎=木村光江=川田宏一=星周一郎=細谷泰暢編・池田修先生前田雅英先生退職記念論文集『これからの刑事司法の在り方』(弘文堂)	2020 年予定			